

## 平成29年度第2回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:平成29年12月18日(月)14:30～16:30

2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室

3. 出席者:大木委員長、大久保委員、堀田委員、田澤委員  
高橋委員、大矢委員

4. 審議概要:

(1)平成29年度 第1回契約監視委員会議事要旨の報告

事務局より、「平成29年度 第1回契約監視委員会議事要旨」について報告し、了承された。

(2)【共同研究】「乱気流検知装置の飛行試験に関する研究について」における予算額等の変更経緯の報告

調達部より、平成29年度第1回契約監視委員会でのアクションアイテムである当該共同研究契約において当初の仕様書や予算額を変更して契約した経緯について、当初は請負契約で国内業者への調達を予定していた乱気流検知装置の機体に設置するためのインタフェースの設計・製造を共同研究契約により飛行試験を行う業者が実施する方が、安価、且つ請負契約業者との間で必要な技術情報の橋渡し等に係る人的負担が軽減できることから共同研究契約で行うこととなり、仕様書及び予算額を変更したことを報告し、了承された。

(3)平成29年度調達等合理化計画のフォローアップ(第2四半期の実施状況)

調達部より、調達等合理化計画に基づく第2四半期までの随意契約や一者応札・応募の実績と、前年度同時期との比較、分析結果について説明があった。

なお、委員から、調達等合理化計画に掲げた目標に対し努力はしているが、随契と一者応札を合わせた割合は極端に増えた訳ではないが依然と高い。今後とも削減に向けた取組みを実施して契約の競争性を担保するよう意見があった。

(4)契約監視委員会における建設工事等に係る契約の点検について

調達部より、＜公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針＞に基づき、これまで文部科学省の入札監視委員会において実施してきた建設工事等に係る契約の適正性の点検を、平成30年度の対象契約案件から

各独法にて独自に点検を行うこととなり、点検を当委員会で実施したいこと、ついでには運用等の詳細は次回の委員会で報告することについて説明があり、了承された。

(5) 競争参加資格の停止に関する規程改正について

調達部より、競争参加資格の停止に関して、他の公共機関が取引停止措置を講じた場合について、JAXAが独自に判断して競争参加資格の停止を行うことができるよう規程改正を検討していることについて報告があった。

なお、委員から、JAXA独自の判断について、公平性と意思決定の透明性が必要であることから、規程の改正には客観的な表現等に留意しながら検討を行うよう意見があった。

(6) 平成29年度第2四半期に新規に締結した契約の点検

平成29年度第2四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件並びに二か年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約金額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当性等の点検が行われたが、特に問題となる契約はなかった。(別紙のとおり)

なお、随意契約案件の一つ(別紙の⑥)について、これまで工事希望型指名競争入札制度を活用して行った入札における実績データ、一者応札であった場合の改善すべき点などの考察等について、次回の委員会で報告することとなった。

(5) その他

次回の平成29年度第3回契約監視委員会は、平成30年4月19日に開催することとした。

以上

## 第2回 平成29年12月18日

競争性のない随意契約		2件	① 超小型衛星打上げ機(試験機)の開発(SS-520-5号機) ② 高空燃焼試験設備 消音塔吸音材撤去作業	
企画競争		0件		
公募		0件		
競争入札	一般競争	価格評価	2件	③ イプシロンロケット3号機ランチャフライトナンバー表示及び打上後補修塗装 ④ 平成29年度 実験用航空機JA8858の更新耐空証明検査受検他作業
		総合評価	1件	⑤ 出張旅費サービスの調達
	指名競争	価格競争	1件	⑥ 筑波宇宙センター電波試験棟他1件エレベータ設備全面改修工事(H29)
		総合評価	0件	

主な質疑は以下のとおり。

## ① 超小型衛星打上げ機(試験機)の開発(SS-520-5号機)[随意契約]

本件は超小型衛星の打上げ技術実証を目的として開発したSS-520型ロケット5号機の開発を行うものである。当該開発は観測ロケットSS-520型ロケット1～3号機及び超小型衛星打上げ機SS-520型ロケット4号機の機体開発をベースとすることから、当該機体本体の技術情報を有しているものとの契約であることが説明され、「継続的な研究開発に伴い締結する契約であって、過去の機構との契約において契約相手方に蓄積された技術等を活用するものであり、かつ当該相手方以外に実施させることが技術的、時間的又は経済的な理由により困難であるとき(契約事務実施要領第69条第1項(エ))」を適用し、随意契約としたことにつき、問題がないことが確認された。

委員から、当該契約は観測ロケット等既存部分の調達なのか、或いは新たに開発する調達なのか質問があり、今まで開発した既存部分及び3段モータや超小型衛星を搭載する部分など新規部分の開発の両方の調達であることが説明された。

## ② 高空燃焼試験設備 消音塔吸音材撤去作業[随意契約]

本件は角田宇宙センターの高空燃焼試験設備にて実施(7/13)したロケットエン

ジン試験において、消音塔内壁の吸音材がセンター敷地内外に飛散する不具合が発生したため、H3ロケット開発スケジュールに基づく次回試験(8/16)までに吸音材飛散防止のための緊急処置が必要となった。当該設備に関する保全等の技術を有し、且つ燃焼試験の運用補助を実施していることから試験設備の技術情報を有し、緊急処置が実施できるものとの契約であることが説明され、「緊急の必要があるため、競争に付すことができないとき又は不利と認められるとき(契約事務実施要領第 69 条第1項(セ))」を適用し、随意契約としたことにつき、問題がないことが確認された。

委員から、8月の試験後のスケジュールについて質問があり、試験後もエンジンの分解点検や切断確認作業及び11月に実施する試験があり、H3ロケット開発スケジュールへの影響を最小限にするためには、不具合発生直後の設備の状況を把握し、消音塔内の安全担保・作業環境を確保、且つ短期間に作業を実施できるものが必要であったことが説明された。

③ イプシロンロケット3号機ランチャフライトナンバー表示及び打上後補修塗装[一般競争・価格評価方式・一者応札]

一者応札となった事由として、イプシロンロケットの射場のある内之浦宇宙空間観測所は、へき地という立地であること、塗装作業の対象がロケットの発射装置であることが特別な作業と受け取られた可能性があること、及び塗装のために発射装置の操作が生じるため技術的なノウハウを必要としていることが、業者にとって入札の参入を躊躇する要因となったこと等の考察とともに、これまで以上に地元業者等へ広く周知を図る取組や、可能な限り公告期間や作業期間を長く確保することの説明がなされ、問題がないことが確認された。

なお、発射装置の操作を塗装作業から分離して別契約にした場合の方がトータルコストは高くなるとの説明がJAXAよりあったが、委員から塗装作業を分離し競争性を持たせた上で全体のコストを削減できるよう作業方法を検討することについて意見があった。

④ 平成29年度 実験用航空機JA8858の更新耐空証明検査受検他作業[一般競争・価格評価方式・二年連続一者応札]

一者応札となった事由として、過去に応札した業者からの聞き取り結果が示され、航空機整備事業の調布飛行場からの撤退及び航空整備士及び熟練工の不足により整備事業からの完全撤退が背景にある。また、航空機整備事業を営む複数の業者へ入札の声掛けを行ったが入札説明書の受領もなかった。現在、応札した業者以外国内にJA8858と同じ機体を保有している業者はなく、機体を製造したドイツの会社は経営破綻していることから、同社の同じ機体の新規国内就

航は見込めない状況であるため今後も一者応札となってしまう等との考察とともに、今後は特定の技術または設備を有する者以外にはできない契約(契約事務実施要領第 69 条第 1 項(ウ))を選定理由として随意契約に移行することを説明がなされ、問題がないことが確認された。

⑤ 出張旅費サービスの調達[一般競争・総合評価方式・一者応札]

一者応札となった事由として、仕様書を受領したが応札しなかった複数の業者からの聞き取り結果が示され、出張旅費システムの導入(平成29年度導入)及び出張旅費サービスに係る業務(平成30～36年度実施)からなる本調達において、本調達はシステムベンダーと旅行会社が協力体制を組む必要があり一者で完結出来ない、旅費サービス業務には航空チケットの見積もり合わせがあり当該調達の落札業者でありながらチケット手配が保障されていないことからメリットが見えなかった等の考察とともに、システムの導入と出張旅費サービス業務を一体とした調達の在り方について検討するとの説明がなされ、問題がないことが確認された。

なお、委員から、システムの導入と出張旅費サービス業務の一体化について、システムは長期間使用しないと投資を回収できないが、旅費サービスのチケット手配は、航空チケット販売の市場状況の変化が激しいことから、2～3年毎に契約を見直した方が旅行会社の競争参加は高まるのではないかとの意見があった。

⑥ 筑波宇宙センター電波試験棟他1件エレベータ設備全面改修工事(H29)[指名競争・価格評価方式・一者応札]

一者応札となった事由として、一般競争入札による一者応札状況を改善する目的で導入した工事希望型指名競争入札において入札参加条件を満足する指名した16者の内、仕様書を含む関係資料を受領したが応札しなかった業者からの聞き取り結果が示され、エレベータ設備の仕様を満たすことができない、繁忙で技術者や作業員の確保が困難、作業期間中の対応の困難などが理由であった。既設昇降機の形状に合わせた仕様は一般的で特殊な要求は行っておらず、工期期間も昇降機の製作期間を考慮しても厳しい設定でなく、繁忙時期等による業者側の事情で今回の結果は想定外であったとの考察とともに、少しでも業者が競争に参入しやすい環境に配慮するとの説明がなされ、問題がないことが確認された。

なお、委員から、これまで工事希望型指名競争入札制度を活用して行った入札において、過去は何社指名して何社応札したかのデータ、これまでも一者応札であった場合、制度や仕様などについて改善すべき点などの考察や他の機関の状況も確認し良い取組事例があれば整理し、次回の委員会で報告することとなった。

以上

